

京都市告示第654号

令和4年4月1日京都市告示第2号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます。

令和5年2月20日

京都市長 門川 大作

	氏名又は名称	住所	変更内容	変更前	変更後	変更期間
1	向井酒店	京都市伏見区桃山町日向7-2	取扱中止により削除	—	—	—
2	酒・たばこ さわだ	京都市南区吉祥院船戸町37	取扱中止により削除	—	—	—

(環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課)